

安全管理者・衛生管理者等に対する 教育義務が事業者にあることをご存知ですか

労働安全衛生法第19条の2には、次のとおり規定されております。

第19条の2 事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるようにしなければならない。

この規定は、努力義務ですが、事業者内で安全衛生管理上の特別な事態等が生じた場合には、いろいろな面から問題になる恐れがあります。

(一社)鳥取県労働基準協会の東部・中部・西部の各支部では、従来から、毎年、一度ずつ、全国安全週間の準備期間である6月に安全管理者、安全衛生推進者等安全管理スタッフを対象とした研修会、また全国労働衛生週間の準備期間である9月に衛生管理者、衛生推進者等労働衛生管理スタッフを対象とした研修会を開催しています。

個々の事業所で、これらの教育機会を設定することは時間や労力実効性等～見て難しい場合もあります。

是非、これらの機会を活用して関係者を受講させていただき、それぞれの事業所の中で意欲とやりがいを持ったスタッフによる適切な管理を推進し、安全衛生管理水準の向上に努めましょう。

(注) 下記研修会は、上記規程の趣旨に準じたものですが、この規定に基づき公表されている教育指針のカリキュラムに合致していません。

★ 安全管理者等安全管理研修会

(原則として全国安全週間準備期間中の6月に各支部で開催)

★ 衛生管理者等衛生管理研修会

(原則として全国労働衛生週間準備期間中の9月に各支部で開催)